

H26/8/9 中国

捜査資料を持ち出し／一般人の顔に頭突き

広島県警、2人を戒告

広島県警が昨年、捜査資料を持ち出したり、一般人に暴行を加えてけがをさせたりしたとして、警察官に所属していた巡査長2人を戒告の懲戒処分していた

ことが18日、情報公開請求に基づき県警の開示文書で分かった。県警は公表基準に当たらないとして発表していなかった。

山口県内の住民の開示請求

求を受け、県警が開示した処分説明書などによると、戒告処分は昨年5月と7月付。5月に処分された巡査長は2010年1月から11年11月までの間、勤務規律に違反し、呉市広弁天橋町と広島市中区八丁堀に複写した捜査資料などを持ち出

した。別の巡査長は昨年6月14日、自分の車に当て逃げされたと誤信し、福山市内で一般人の顔に頭突きをするなどして11日間のけがを負わせたとして、同7月に処分を受けた。

県警監察官室は、刑事事件としての立件の有無や事実関係などについて「公表基準外なので、一切説明しない」としている。

県警が内規で定める処分の公表基準によると、原則として公務以外の行為は「停職以上の懲戒処分」、公務中の行為は「懲戒処分以上」の場合に公表するとしている。今回の2件は、公務以外の行為だったとみられる。

懲戒処分: 巡査長2人、昨年戒告処分 県警「公表基準以下の事案」 / 広島

毎日新聞 2014.08.19 地方版 / 広島 22頁 (全396字)

県警の巡査長2人が傷害や捜査資料の持ち出しで懲戒処分を受けていたことが18日、市民による県警への情報公開請求で分かった。県警監察官室は「公表基準に達していない事案であり、事案の有無も含めてコメントできない」としている。

公開された処分説明書などによると、県内の署に所属する巡査長は昨年6月14日午後4時45分ごろ、福山市今津町7で自分の車に当て逃げしたと勘違いし、運転手の顔に頭突きをするなどして顔面打撲などの軽傷を負わせた。また別の巡査長は2010年1月～11年11月ごろ、コピーした捜査資料などを許可を得ずに庁舎外に持ち出したという。いずれも戒告で、処分日は傷害事件が昨年7月12日、資料の持ち出しが同年5月9日。

県警は内規で処分の公表基準を定めており、原則公務外の場合は停職以上の懲戒処分、公務中は懲戒処分以上を公表するとしている。同室は「処分は適切だった」としている。【石川裕士】

毎日新聞社

巡査長2人を県警戒告処分 公表せず＝広島

読売新聞 2014.08.20 大阪朝刊 33頁 (全285字)

県警が警察署勤務の巡査長2人を、傷害や捜査資料の持ち出しで懲戒処分していたことがわかった。

県警などによると、巡査長は昨年6月、福山市今津町で当て逃げされたと勘違いし、相手の車を運転していた人に頭突きをして顔面打撲など全治11日間の軽傷を負わせ、昨年7月に戒告処分を受けた。

別の巡査長は2010年1月～11年11月、捜査資料のコピーを広島市中区や呉市に持ち出し、昨年5月に戒告処分を受けた。

県警監察官室は「公表基準に達していない事案で、事実関係については答えられない」としている。県警は内規で公務以外の行為は停職以上、公務中の行為は懲戒処分以上の場合に公表するとしている。

読売新聞社

本サービスにおける著作権および一切の権利は株式会社ジー・サーチまたはその情報提供社に帰属します。
本サービスの出力結果を複製、複写、出版、販売または第三者に対し配布することは禁止されています。

広 監 第 1 3 0 1 号
平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

保 存 期 間 延 長 決 定 書

交 付 年 月 日 (施 行 年 月 日)	平成 1 6 年 4 月 2 0 日 (同 上)	文 書 分 類 番 号	C 0 7 5
件 名	「懲戒処分の発表の指針」の改正について (通達) (広監第 5 5 6 号)		
保 存 期 間	5 年 ・ その他 ()		
保 存 期 間 満 了 日	平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日		
保 存 期 間 延 長 理 由	職務の遂行上引き続き同内容で運用することが適当と認めため。		
延 長 す る 保 存 期 間	5 年 ・ その他 ()		
延 長 後 の 保 存 期 間 満 了 日	平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日		
備 考			

注 この決定書は、当該延長に係る文書等に添付等して、保存期間の延長を明示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

文書分類番号	C 0 7 5
--------	---------

保存期間	5年
------	----

広 監 第 5 5 6 号
平成16年4月20日

各部長・参事官
様
各 所 属 長

警 察 本 部 長

「懲戒処分の発表の指針」の改正について(通達)

警察職員に対する懲戒事案の発表基準については、「懲戒処分の発表の指針の制定について(通達)」(平成14年1月8日付け広監第4号)により行ってきたところであるが、別添のとおり「懲戒処分の発表の指針」を改正したので、各位にあっては、職員に対して周知徹底を図られたい。

なお、旧通達は平成16年4月20日限り廃止する。

懲戒処分の発表の指針

1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

4 発表の例外

2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。

[警察庁について](#)[政策](#)[白書・統計](#)[申請・手続き](#)[お知らせ](#)[意見箱](#)[警察庁トップページ](#) > [警察の紹介](#) > [警察改革](#)

○ 警察改革

平成11年から12年にかけて、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼が大きく失墜したことを受け、国家公安委員会の求めにより、平成12年3月、各界の有識者を構成員とする「[警察刷新会議](#)」が発足しました。

警察刷新会議においては、警察の抱える問題点について、様々な角度から議論が行われ、計11回に及ぶ会議を経て、同年7月、「[警察刷新に関する緊急提言](#)」が国家公安委員会に提出されました。

国家公安委員会・警察庁は、この提言を重く受け止め、同年8月、警察が当面取り組むべき施策を「[警察改革要綱](#)」として取りまとめました。

以降、国家公安委員会・警察庁は、都道府県公安委員会・都道府県警察と共に、組織を挙げてこの実現に向けて全力を尽くした結果、要綱に掲げる施策をすべて実行に移しました。

施策の例を挙げると以下のとおりです。

情報公開の推進

- 「[警察庁訓令・通達公表基準](#)」を策定し、平成12年11月から、警察庁において策定した訓令・通達については、原則として順次警察庁のホームページに公表していくこととしました(法令・訓令・通達等)。
- 平成13年1月、「[懲戒処分公表の指針](#)」を制定し、警察庁は、この指針にのっとり、警察庁職員と地方警務官に係る懲戒処分の適時適切な発表を行うこととしました(平成16年4月、同指針を改正し、職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分については、全件を発表対象としました。)
- 平成13年3月、「[国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準](#)」を策定し、国家公安委員会・警察庁は、この基準に基づいて行政文書の開示・不開示を判断することとしました(平成18年3月、これまでの裁判例等を踏まえ、所要の見直しが行われました。)

都道府県警察の職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

平成13年6月から、都道府県公安委員会に対して文書により苦情の申出をすることができることとし、都道府県公安委員会では、その処理結果を原則として文書により申出者に通知することとしました([警察法の一部を改正する法律\(平成12年法律第136号\)](#)・[苦情の申出の手続に関する規則\(平成12年国家公安委員会規則第11号\)](#))。

警察における厳正な監察の実施

平成12年9月、「[懲戒処分の指針](#)」を制定し、警察職員の規律違反行為に対し厳正かつ適正に対処するよう都道府県警察等に通達を発出しました(平成14年7月、監督責任に係る処分についての適用関係を明確にするため、同指針を改正して再度通達を発出しました。)

公安委員会の管理機能の充実と活性化

「[公安委員会の警察改革への取組み状況](#)」

警察署協議会の設置

平成13年6月から、警察署の業務運営に民意を反映させるため、警察署に「[警察署協議会](#)」を置くこととし([警察法の一部を改正する法律\(平成12年法律第136号\)](#))、警察庁は、都道府県警察に対し、「[警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン](#)」を示しました。

警察改革要綱の策定から5年を経た平成17年12月には、平成14年から16年までの3年間を対象に、警察改革に係る政策の効果や問題点を分析するため、総合評価方式による政策評価を実施し、「[評価書](#)」を取りまとめました。

また、同月、警察改革を持続的に断行する指針として「[警察改革の持続的断行について-治安と信頼の回復に向けて-](#)」を策定し、これに基づき、平成18年から毎年1回、警察改革の推進状況等を報告・検証してきました。

さらに、警察改革要綱策定から10年の節目の年に当たる平成22年9月、これまでの取組みを総括的に評価し、今後の施策展開の方向性を示すものとして、「[総合評価書「警察改革の推進」](#)」を取りまとめました。

同評価書では、警察改革はおおむね所期の目的を達成したとする一方、その基本的な考え方は将来においても堅持すべきものであること、依然として不祥事案が発生していること等を指摘しており、今後は、警察改革に盛り込まれた個々の施策について、日常的に推進される施策の中で更なる定着化・深化を図ることとしました。

国家公安委員会としては警察庁を適切に管理することにより、また、警察庁としては都道府県警察と一体となり、警察改革の原点に常に思いを致しつつ、今後も、治安水準の更なる向上を通じて国民の負託にこたえるため全力を尽くしてまいります。

原議保存期間10年
(平成26年12月31日まで)

警察庁丙人発第152号
平成16年4月15日
警察庁長官官房長

各附属機関の長 殿
各地方機関の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各都道府県警察の長

「懲戒処分の発表の指針」の改正について(通達)

警察庁においては、「懲戒処分の発表の指針」の制定について(通達)(平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号)にのっとり、警察庁職員及び地方警務官に係る懲戒処分の発表を行ってきたところであるが、このたび、別添のとおり「懲戒処分の発表の指針」を改正したので、各任命権者においても参考にされたい。

懲戒処分の発表の指針

1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

4 発表の例外

2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。

懲戒処分の発表の指針

警察庁は、「警察改革要綱」の定めるところにより、懲戒事案の発表基準を明確にするため、「懲戒処分の発表の指針」を制定しました。
秋田県警察では、懲戒処分の発表についてこの指針を準用します。

懲戒処分の発表の指針

1 指針の目的	この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。
2 発表を行う懲戒処分の種類	次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。 (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分。 (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の懲戒処分。 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分。
3 発表の内容及び時期	懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。 この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。
4 発表の例外	2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。
5 監督責任に係る懲戒処分等の発表	2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。

懲戒処分の発表の基準について

警察庁では、警察として発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等を定めるため、「懲戒処分の発表の指針」を制定しています。

三重県警察では、この「懲戒処分の発表の指針」を参考にして、警察職員に関する懲戒処分を発表しています。

○ 懲戒処分の発表の指針（警察庁）

1 指針の目的

この指針は、発表を行う懲戒処分の種類、発表の時期等について定めることにより、警察において、適時適切な懲戒処分の発表を行い、同種事案の再発防止その他職務執行の適正及び職務倫理の保持を図り、もって警察に対する国民の信頼の確保に資することを目的とする。

2 発表を行う懲戒処分の種類

次に掲げる懲戒処分について、発表を行う。

- (1) 職務執行上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の懲戒処分
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響、職員の職責等を勘案し、国民の信頼を確保するため発表することが適当であると認められる懲戒処分

3 発表の内容及び時期

懲戒処分の発表は、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、特段の事情のない限り、懲戒処分を科した後速やかに行うものとする。

この場合においては、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要な配慮を行う。

4 発表の例外

2に該当する懲戒処分のうち、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するためやむを得ない場合は、発表を行わない。

5 監督責任に係る懲戒処分等の発表

2に該当する懲戒処分に関連する監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、3を準用した上、発表を行う。